

## 士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、市内における太陽光発電施設の設置に関し、事業者が、市長及び近隣関係者に対して、事業計画内容を施工前に明らかにすることについて必要な事項を定めるとともに、近隣関係者の安全及び周辺環境等に配慮することについて定めるものである。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその附属設備をいい、出力10kW以上の発電施設をいう。ただし、事業者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。
- (2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業に関わる次に掲げる者をいう。
  - ア 機械製造又は設計を行う者
  - イ コンサルタントを行う者
  - ウ 太陽光発電施設（以下「発電施設」という。）の設置等を行う者
  - エ 発電事業を行う者
  - オ 保守点検又は維持管理を行う者
  - カ 発電施設の譲渡又は承継を受けた者
- (4) 事業区域 発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 近隣関係者 次に掲げるものをいう。
  - ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
  - イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体であつて、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する団体

エ 太陽光発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林業その他の事業を営む者で組織する団体

オ その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認めるもの

(対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第4条 事業者は、発電施設を設置する場合において、発電施設設置に係る関係法令等の規制に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 事業者は、事業区域の全部又は一部が法令上問題がない地域でも、災害発生リスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5条 事業者は、発電施設の工事に着手する60日前までに、士別市太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に事業区域の位置図等を添付し、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、14日以内に士別市太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

3 第1項の規定による届出を行った事業者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、士別市太陽光発電施設変更・廃止届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

(近隣関係者説明会等の実施)

第6条 事業者は、発電施設を設置しようとする場合は、第5条の規定による届出を行う前までに近隣関係者に対して、説明会を実施し事業内容を周知するものとする。ただし、近隣関係者が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りでない。

2 事業者は、説明会又は戸別訪問等(以下「説明会等」という。)において、近隣関係者から出された要望及び意見に対しては、誠意をもって対応するものとする。

3 事業者は、前2項の規定による近隣関係者に対する説明会等の概要及び近隣関係者から出された要望又は意見について、近隣関係者説明会等概要報告書(様式第4号)を作成し、市長に報告するものとする。

4 事業者は、前項の報告後に、更に説明会等の開催の必要が生じた場合は、再度説明会等を開催し、近隣関係者の理解を得るように努め、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

(遵守事項)

第7条 事業者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

る。

- (1) 近隣関係者との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を発電施設の敷地内に設置すること。また、災害発生時等に、速やかに対応できるよう関係行政機関等の連絡先を含めた緊急連絡体制を整備すること。
- (5) 発電設備については、定期的に保守点検を行い、その性能を保持するように適切に管理すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (7) 住宅地に近接する場所に発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽等により近隣関係者の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (8) 工事の際の工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、近隣関係者から、さらなる安全確保についての要望があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (9) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (10) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、発電施設の廃止に伴う太陽光パネル等の撤去に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- (11) 発電施設を廃止する場合は、事業者の責任により、関係法令等に基づき速やかに撤去等の対応をすること。なお、撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じて適切に事業区域を処理し、周辺的生活環境等に影響が及ばないよう配慮すること。
- (12) 事業を譲渡・承継する場合は、把握している若しくは予想されうる運用・管理状況及び廃止の条件等について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第8条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）から、令和6年1月29日までに工事に着手する発電施設における第5条第1項の「発電施設の工事に着手する60日前までに」及び令和5年12月30日までに変更又は廃止する発電施設における第5条第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。
- 3 このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している事業者は、第7条に掲げる事項の遵守に努めることとし、第5条第1項及び第6条第1項の規定は適用しない。ただし、工事に着手している発電施設に係る説明会を開催した場合は、近隣関係者説明会等概要報告書（様式第4号）を作成し、市長に報告するものとする。

様式第1号（第5条関係）

士別市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

（宛先）士別市長

届出者 住所  
名称 印  
（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m <sup>2</sup>
出力 ※1	k W
事業者	住所 名称 （法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号 連絡先担当者 所属 役職 氏名 電話番号
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
説明会等の概要 ※2	
参考資料 ※3	

※1 出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。

※2 近隣関係者説明会等概要報告書（様式第4号）を添付してください。

※3 事業計画、事業区域の位置図及び平面図、施設配置図、送電配置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

士別市太陽光発電施設設置工事完了届出書

年 月 日

（宛先）士別市長

届出者 住所

名称

印

（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m <sup>2</sup>
出力 ※1	kW
事業者	住所 名称 （法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号
完了年月日	年 月 日
稼動開始日	年 月 日
参考資料 ※2	

※1 出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。

※2 工事記録、工事写真その他市長が必要と認める書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

士別市太陽光発電施設変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）士別市長

届出者 住所

名称

印

（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称 ※1	
設置場所 ※1	
変更の内容 ※2	住所 名称 （法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号
変更・廃止の理由	
変更・廃止の予定	年 月 日
参考資料 ※3	

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）、太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、出力を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

※3 事業区域の位置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

※4 計画段階の変更・廃止についても、本様式により届出してください。

様式第4号（第6条関係）

近隣関係者説明会等概要報告書

年 月 日

（宛先）士別市長

事業者 住所  
名称

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

近隣関係者等 近隣関係者等名

近隣関係者等代表者氏名

電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第6条第3項の規定により、下記のとおり近隣関係者説明会等の概要を報告します。

記

太陽光発電施設の名称	
説明会等の日時など	開催日 年 月 日 場 所 説明者名 近隣関係者等参加人数 周知方法及び周知範囲 ※周知用チラシ等があれば添付してください。
説明会の状況（内容）	※説明会の配付資料があれば添付してください。
近隣関係者等の意見及び要望	
近隣関係者等の意見及び要望への回答	

- ※1 戸別訪問等により周知した場合には、本様式に準じ、戸別訪問先ごとに作成してください。その場合、戸別訪問先の名称は近隣関係者等名の欄に記載してください。
- ※2 本書類は、士別市太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に添付してください。
- ※3 近隣関係者説明会等参加者名簿を添付してください。